

企 発 第 50 号  
平成 18 年 6 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「金融商品に関する会計基準（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

6月6日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

今回の変更に関しては特段の意見はありません。

但し、その他の点について、当会としての意見を提出させていただきます。

経過措置について

第 42 項

ローンパーティシペーションについては、財務構成要素アプローチによらずとも実質的な当該債権に係るリスク及び経済的利益のほとんどが移転している場合に、債権の消滅を認めることとしています。但し当該規定のような例外措置があるために実務上債権の消滅が認められるかどうかの判断根拠が曖昧になる場合があるため、当該経過措置については見直しをご検討頂きたい。

第 43 項、44 項

為替予約等に関する経過措置については、実務上の影響が大きいと考えられるため、見直しを行なう場合は十分な準備期間をとれるよう前広に公表お願ひ致します。

その他

公正価値ヘッジが日本基準のみ繰延の対象である点など、ヘッジ会計に係る現行の日本基準を国際会計基準・米国会計基準との調和の観点から見直す事が必要と感じます。

以 上